

委託を受けた県一覧

島根県・鳥取県

【事業概要】

1 事業開始前の現状と課題

島根県・鳥取県においては、視覚障がい・聴覚障がい・病弱特別支援学校が各県1校または2校と各障がい種の学校数が少ない状況にある。隣県同士ではあるが、両県は東西に長く位置し、同一の障害種の特別支援学校は離れた場所にあるため、日常的な情報交換や教員の専門性の向上に向けた広域的な取組が困難であった。

両県の視覚障がい、聴覚障がい特別支援学校では、児童生徒数が減少傾向にある。また、病弱特別支援学校においては、心身症の児童生徒が増加するなど、障がいの状態が変わりつつあり、多角的な視点での指導の在り方の検証が必要になってきている。

地域の小中学校や高等学校においても、児童生徒の障がいが重度化・多様化してきており、多様なニーズに応じた支援が求められている。特別支援学校がセンター的機能を果たすためにも、研修等を通じた教員の専門性の向上や様々な情報、実践事例の蓄積が必要である。

しかし、各県及び各校単独の取組では、講師の招へいや研修会の実施は限られた回数になり、実践事例の検討や共有化も学校内に限られてしまうことが多かった。

このような状況の中、両県の特別支援学校が、これまで以上に連携を図りながら、それぞれの課題及び共通の課題解決に向けた取組を行うことは、大変有効であると考えられる。

以上のようなことから、両県の同一障がい種校をパートナーシップ校とし、両県のパートナーシップ校同士が、共通テーマに基づいた研修や研究を行うことでネットワークを構築し、障がい種ごとの専門性の向上を図ることを目的として本事業に取り組むこととした。

2 事業を通じて得られた成果と課題

○パートナーシップ校連絡協議会

パートナーシップ校の担当者が定期的に連絡協議会を行うことで、計画的に研究や研修を進めることができた。このような顔を合わせる機会を設けたことで、困ったことがあった時には連絡を取り合うなど、普段からの情報交換や相談が随時行えるようになった。

平成27年度は、本事業の取組の区切りの年となる。実践発表会のもち方や、本事業終了後の連携の在り方について、共通理解を図るための機会を設定する必要がある。

○テーマ研究や研修会

平成25年・26年度は、両県の取り組むべき課題であるICT機器を活用した教育（タブレット端末等の活用）を共通テーマとし、研修会や授業研究を実施してきた。

これまで、ほとんどの特別支援学校において、ICT機器の効果的な活用についての研究が進められてきていたが、個々の教員によってICT機器を活用した指導方法についての知識や理解等に差があり、なかなか実践に結びつかない、広がらないといった現状があった。本事業の取組において、ICT機器に実際に触れながら、活用方法や有効なアプリについて知るなど、実践に活かすことを意識した内容で研修会を実施したり、事例研究を行ったりすることで授業における活用も進みつつある。しかし、

島根・鳥取両県のネットワーク回線のポートの状態やセキュリティポリシーの関係上の制限もあり、授業での日常的な活用までには至っていない。

研修会や授業研究においては、ICT機器の活用（ビデオ会議システム）が定着してきており、自校にいながらより多くの教員が参加する機会を確保できるようになったことは、大きな成果である。

また、各障がい種ごとのテーマ研究・研修は、以下の内容で実施した。

視覚…盲重複障がい児童生徒の指導内容・方法

聴覚…早期の教育相談・支援、障がい認識

病弱…心身症等の生徒支援

在籍者数が少ないとはいえ、重度・多様化した児童生徒の実態に応じた指導・支援を充実させるためには、より多くの実践事例や情報の共有、共通課題についての研究が必要である。

○実践発表会

パートナーシップ校連絡協議会を活用して、各校の取組の成果や課題について情報交換することができた。しかし、連絡協議会の担当者、参加者だけの情報共有に留まり、校内の他の教員に還元されていない現状がある。

3 解決策（次年度の取組等）

○パートナーシップ校連絡協議会

次年度の取組について共通理解を図るため、第1回目と年度終わりの障がい種ごとの連絡協議会は、両県の教育委員会担当者も参加できるような日程を調整する。

○テーマ研究や研修会

各障がい種共通の課題であるICT機器を活用した指導については、引き続き研修会を実施し、教員の専門性を高めるとともに、授業での活用を進めていく。両県のネットワーク回線のポートの状態やセキュリティポリシーの関係で制限もあるが、パートナーシップ校同士で学習単元を合わせるなどして、日常的な授業での活用も試みる。

視覚障がいの研究・研修については、弱視教育を中心に、個別の指導計画に基づき、発達の段階を踏まえた指導や支援について授業実践を行う。

聴覚障がいの研究・研修については、昨年度までの研究成果を生かした相談事例や授業実践を持ち寄ることで、支援や指導の成果を検証する。

病弱の研究・研修については、病弱の児童生徒の基礎的な学力の向上や人とのかかわりを豊かにするための指導や支援の工夫を行う。

○事業終了後の連携体制

平成27年度は、本事業3年目となる。本事業における取組の成果や課題について共通理解を図り、事業終了後の連携の仕方について、具体的に考えていく。

3年間の取組の成果や課題について共通理解を図るため、実践集録としてまとめ実践発表会を実施する。また、有効な支援や教材を教材集としてまとめ、パートナーシップ校同士で共有することで、事業終了後も活用できるようにする。

※島根県・鳥取県が作成する公文書、啓発資料等については、法令等に規定されるものや団体、個人等の固有名称等を除き、「障がい」と表記することとしている。

【本事業の対象障害種及び指定校一覧】

都道府県名	対象障害種	指定校
島根県	視覚	島根県立盲学校
鳥取県		鳥取県立鳥取盲学校
島根県	聴覚	島根県立松江ろう学校
		島根県立浜田ろう学校
鳥取県		鳥取県立鳥取聾学校
		鳥取県立鳥取聾学校ひまわり分校
島根県	病弱	島根県立松江緑が丘養護学校
		島根県立江津清和養護学校
鳥取県		鳥取県立鳥取養護学校
		鳥取県立皆生養護学校
		米子市立米子養護学校

【事業概要】

【県を越えた広域的な取組に向けた目標、事業後の到達状況、成果や課題について】

本県において、視覚障がい特別支援学校は1校、聴覚障がい特別支援学校、病弱特別支援学校はそれぞれ2校と、同一障がい種の特別支援学校は少ない状況にある。視覚障がい、聴覚障がい特別支援学校では、幼児児童生徒数が減少傾向にあり、病弱特別支援学校では、心身症の児童生徒が増えるなど、障がいの状況が変わりつつあり、多角的な視点での指導が必要となってきている。また、幼児児童生徒数の減少に伴って教員数も少なくなり、専門性の向上や継承に不安を感じる学校も多い。このような状況の中、島根県・鳥取県のパートナーシップ校（同一障がい種校）同士がテーマに基づいた研究や研修を行うことで、それぞれの障がい種で抱える今日的課題の解決や教員の専門性の向上を図るためのネットワーク構築を目的として本事業に取り組んだ。

本事業を進めるにあたり、島根・鳥取両県の視覚障がい、聴覚障がい、病弱の障がい種ごとに指定校を決め、同一障がい種校をパートナーシップ校とした。障がい種ごとのパートナーシップ校が連携を図り、両県の取り組むべき今日的課題の改善や障がい種ごとの専門性の向上や日々の実践につながる取組を行った。指定校の全てにおいては、ICT機器を活用した教育（タブレット端末等の効果的な活用）の方法について研修会や研究を行った。実際に機器に触れながら、活用方法や有効なアプリについて知るなど、実践に活かすことを意識した内容で研修会を実施したり、事例研究をしたりすることを通して授業での活用も進みつつあるが、日常的な事業での活用までには至っていない。

本事業をとおして行われたパートナーシップ校連絡協議会やパートナーシップ校同士で開催した研修会については、これまで行われてきた研修会への参加や校内での研究や研修会とは異なり、広域的な取組の意義を感じるものであった。

（成果）

- ・障がい種ごとで回数は異なるが、パートナーシップ校の担当者が定期的に連絡協議会を行うことで、計画的に研究や研修を進めていくことができた。また、困った時には連絡を取り合うなど、普段からの情報交換や相談がしやすくなった。
- ・各校が研修会や校内授業研究会を実施する際には、パートナーシップ校にも公開するという習慣ができた。ICT機器の活用（ビデオ会議システム）が定着してきており、自校にしながらより多くの教員が参加する機会を確保できるようになった。各校単独で実施していた研修の機会が、パートナーシップ校分増え、事例の蓄積、有効な指導や支援の共有につながっている。
- ・ICT機器を活用した指導については、実践に活かすことを意識した内容で研修をしたり、事例研究をしたりすることを通して、授業での活用も進みつつある。

（課題）

- ・次年度は、本事業の区切りの年となる。実践発表会の持ち方や本事業終了後の連携の在り方について共通理解を図るための機会を設定する必要がある。
- ・重度・多様化した幼児児童生徒の実態に応じた指導や支援を充実させるために、より多くの実践事例や情報の共有、共通理解についての研究が必要である。
- ・パートナーシップ校同士で学習単元を合わせるなどして、授業におけるICT機器の活用を進める必要がある。

- ・パートナーシップ校連絡協議会での情報交換が担当者間だけに留まらないよう、各校内の他の教員に還元されるような校内体制づくりが必要である。

※島根県が作成する公文書、啓発資料等については、法令等に規定されているものや団体、個人等の固有名称等を除き、「障がい」と表記することとしている。

【事業概要】

【県を越えた広域的な取組に向けた目標、事業後の到達状況、成果や課題について】

1 目標

情報機器等を活用した両県のパートナーシップ校の双方向的なネットワークを構築し、日常的な情報交換等を充実させる。平成26年度は日常的な情報交換と共有化の仕組み作りに重点をおいて取組を進め、各学校における教育の質、教員の専門性の向上につなげる。

2 事業後の到達状況

研修会や授業研究においては、ICT機器の活用（ビデオ会議システム）が定着してきており、自校にいながらより多くの教員が参加することができる機会を確保することができるようになった。島根・鳥取両県のネットワーク回線のポートの状態やセキュリティポリシーの関係上の制限もあるため、日常的な情報交換や、児童生徒の授業交流までには至っていない。

障がい種別ごとにテーマを設定して研究を進めることで、多角的な視点でより多くの実践事例を集めることができた。同じテーマで他県の学校とのネットワークを構築することは、それぞれの学校が専門性向上の取組を進める機会にもなっている。より充実した成果を得るためには、校内や地域の小中学校への還元方法を模索したい。

※鳥取県においては、法令及び条例・医学用語・固有の名称等の表記を除き、障害を「障がい」と表記。